

二宮町中小企業金融対策資金利子補助要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者が二宮町中小企業融資資金の貸付を受け、その借入金から発生する利息の一部につき予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助は、次に掲げるものについて行う。

(1) 二宮町中小企業金融対策資金の貸付を受けているものが、当該年度の間はその貸付金の返済利子に対し、第5条の補助率で算出された額を補助する。

(補助の条件)

第3条 利子の補助を受けることができるものは、申請日現在において、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として1年以上町内に事業所を有し、現に営業をしていること。
- (2) 町税及び国民健康保険税を完納していること。

(補助金交付対象からの排除)

第4条 二宮町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員。(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団。

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの。

2 町長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助率等)

第5条 利子の補助率は、中小企業者が第2条第1項により支払った利息の25%に相当する金額について補助する。

2 第9条に定める交付時期毎に算出された補助金額が100円未満であるとき又は、100円未満の端数を生じたときは全額又はその端数金額を切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず返済金(割賦返済の場合には、当該割賦返済金とする。)及び利子が所定の期日までに払込まれない場合は該当利子に対して補助はしない。

(補助金の交付申請)

第6条 利子の補助を受けようとする者は、各年度の補助対象期間終了日(3月31日)までに、二宮町中小企業金融対策資金利子補助金交付申請書(第1号様式)及びその他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前年度以前において、利子の補助を受けていた者が、引き続き補助を受けようとする場合も同様とする。

(補助の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により利子補助金交付申請書により当該申請書が返済金及び利子の払込みをなしたことを確認のうえ補助金額を決定し、利子補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、利子補助金不交付決定通知書(第5号様式)によりその旨を通知する。

(利子補助金の請求及び受領の委任)

第8条 利子補助金の交付決定を受けた者は、利子補助金の請求及び受領の権限を融資機関に委任するものとし、委任状(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による交付決定をしたときは、速やかにこれを交付するものとする。

(利子補助金の交付手続き)

第10条 第8条の規定による委任を受けた融資機関は、町長の指示に従い請求書(第4号様式)に二宮町中小企業金融対策資金利子補助金支払明細書及び計算書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき利子補助金を融資機関に一括交付するものとする。

(補助対象設備の管理)

第11条 利子の補助を受けた者は、利子補助の開始の年度から終了の年度までの間において、次の各号に掲げる事態が生じた場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象となった設備の使用の中止又は廃止。
- (2) 補助対象となった設備の他への譲渡又は貸し出し。
- (3) 補助対象となった設備の位置の変更。
- (4) 企業の合併又は解散。
- (5) 企業の名称の変更。
- (6) 中小企業者としての資格の喪失。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し若しくは変更し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 中小企業者でなくなったとき。
- (2) 第2条第1項第1号に掲げる融資資金の利用を変更したとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を失ったとき。
- (4) 前条第1号・第2号又は4号に該当するに至ったとき。
- (5) その他不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (6) 第4条第1項各号のいずれかに該当するとき。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。